

風水害時における 野川周辺の防災対策方針（検討案）

令和 7 年 6 月
三鷹市

避難の原則は、安全区域に避難することです。大沢地区の野川流域において、三鷹市浸水ハザードマップ上で洪水浸水想定区域内の地域が存在することから、浸水リスクの低い高台等へ浸水前に安全かつ早めに避難できるよう、「自助」「共助」「公助」の取組を強化し、水害に備えた防災性や安全性の向上により安心して暮らせる地域を目指します。

野川周辺における被害想定

三鷹市浸水ハザードマップにおける野川周辺（大沢地区）の被害想定及び過去に発生した大雨による被害

(1) 大沢地区想定浸水深・浸水時間

羽沢小学校 最大1.29m、3～6時間

大沢コミュニティ・センター 最大1.42m、6～9時間

(2) 洪水浸水想定区域に位置する公共施設

洪水浸水想定区域に位置する羽沢小学校及び大沢コミュニティ・センターは、水害時の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定をしておりません。

(3) 近年の大雨による被害

平成17年9月4日の集中豪雨をはじめとした近年の大雨により、住宅浸水や道路冠水などの水災害が多数発生しています。

また、令和元年の台風19号時には避難勧告（当時）が発令され、三鷹市で初めて避難所を開設しました。

このような中、野川大沢調節池の拡張など治水対策が進められていますが、頻発化、激甚化する大雨により、野川調節池には河川の水が流入するなど水災害の危険性が高まっています。

三鷹市浸水ハザードマップ第11版抜粋



三鷹市浸水ハザードマップにおける想定最大規模降雨

時間雨量 153mm、24時間雨量 690mm



令和元年台風19号時の避難の様子

防災（水害）対策の現状

1 「公助」における水害対策

ア 避難場所の確保

風水害による被害から命を守るため、市民が一時的に避難する避難場所の拡充を進めています。

大沢台小学校・第七中学校に加え、民間事業者との避難場所に関する協定を締結するなど避難場所の拡充を行っています。

イ 河川カメラ等の設置

野川の氾濫危険をいち早く察知できるよう、市では相曽浦橋付近に水位計、河川カメラを設置しました。また、東京都で設置した水位計及び河川カメラを含む計4か所※の観測地点及び野川大沢調節池の状況をWeb上で確認できるよう、「三鷹市河川防災情報」を運営し公開しています。

※ 相曽浦橋、大沢池上、大沢橋、野川大沢調節池

ウ 防災行政無線の更新

洪水浸水想定区域内に設置している防災行政無線屋外拡声器スピーカー（しんぐるま局、大沢わかくさ児童遊園局、大沢コミュニティ・センター局等）を更新し、「豪雨時に内容を聞き取れない」音達状況の改善を図りました。

三鷹市河川防災情報



エ 野川大沢調節池

東京都により整備された野川大沢調節池は、大雨の時には野川の氾濫防止及び避難時間確保のため、河川からの水を一時貯留して洪水を防止する機能があります。

また、1時間あたり65ミリの大雨に対応するために、野川大沢調節池では拡張工事が行われ、洪水調節機能がさらに拡大し、158,000m³（25mプール約440杯分）の水量を貯留することができます。

令和6年大雨時の貯留状況



2 「自助」「共助」における水害対策

三鷹市浸水ハザードマップや市ホームページによる周知、防災出前講座等を通じて、防災や災害対策に関する情報を発信し、風水害への備えを呼び掛けています。また、NPO法人Mitakaみんなの防災と連携し、市内の小・中学校における授業を通じた防災教育を実施しています。

取組

更なる防災（水害）対策への取組み

「公助」における水害対策

ア 避難場所の拡充

風水害時における避難場所を拡充するため、野川周辺の公共施設について、風水害時の避難場所への指定を検討します。また、公共施設のほか、災害協定を締結している近隣の大学での避難所開設やさらなる避難場所の拡充を進めるほか、三鷹市内に限らず、より近い避難場所に適切に避難できるように検討します。

さらに、大沢地区に限らず、市内全域における避難場所拡充も検討します。

イ 避難行動要支援者に対する移動支援

市では、災害時に配慮が必要になる避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するなど避難支援体制の整備に取り組んでいます。大沢地区における避難行動要支援者数は、令和6年6月1日時点で約1,800人となっており、野川流域においては、大沢4丁目・5丁目・6丁目を中心に約1,000人の避難行動要支援者が居住しています。

危険が切迫した場合には、市から警戒レベルにあわせた避難情報等が発令されますが、避難場所までの移動が難しく、避難が困難である避難行動要支援者を対象に、災害協定を締結しているタクシー事業者や、新たに締結するバス事業者などと連携し、高齢者等避難発令時の移動支援を検討します。

ウ 防災情報伝達の向上

避難情報等の発令基準を明確化し、適切な指示のもと、迅速な避難の実行を目指します。

また、大雨や台風の際にも的確に避難に関する情報が伝達できるよう、野川流域の洪水浸水想定区域内の地域に居住する要配慮者等を優先に、防災行政無線の内容を屋内で聞くことができる戸別受信機の貸与を開始します。さらに、浸水深を視覚的に把握できるような表示物の設置を検討します。

「自助」「共助」における水害対策

ア 水害時における避難行動タイムラインの周知

「公助」の取組強化のほか、自分の命は自分で守る「自助」、地域で協力して共に助け合う「共助」の取組を進めることで、地域の防災力の向上を図ります。

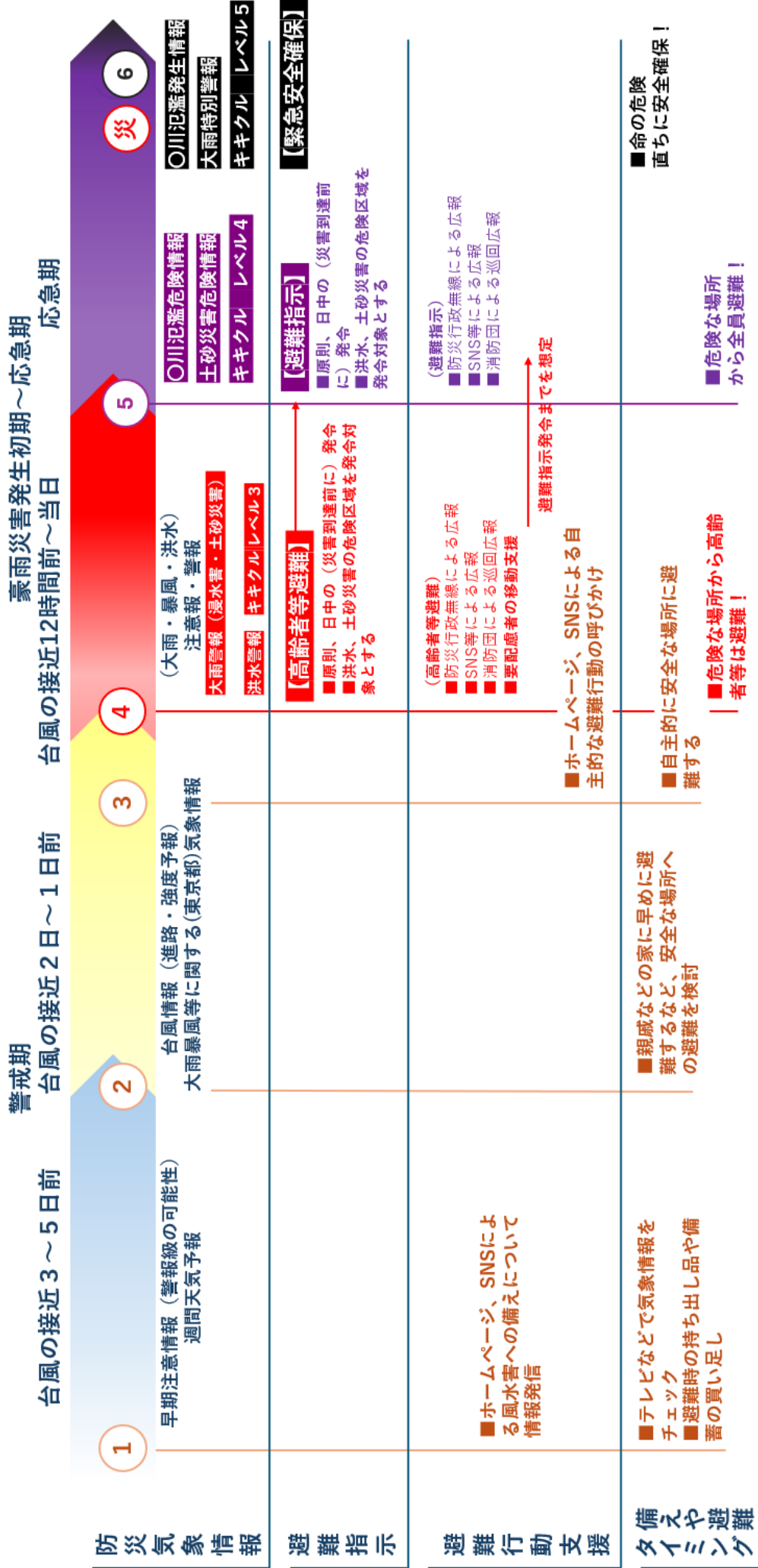
また、風水害時における適切な避難行動を呼びかけるため、時間軸ごとの避難行動等を示した「風水害時における避難行動等のタイムライン」（別表1）を周知し、市民が風水害時の避難（別表2）について考える機会の創出に努めます。

イ 風水害時のマイ・タイムライン

風水害に備えて、避難場所への安全な避難ルートや避難のタイミングをあらかじめ定めておく、マイ・タイムラインの作成を推進していきます。

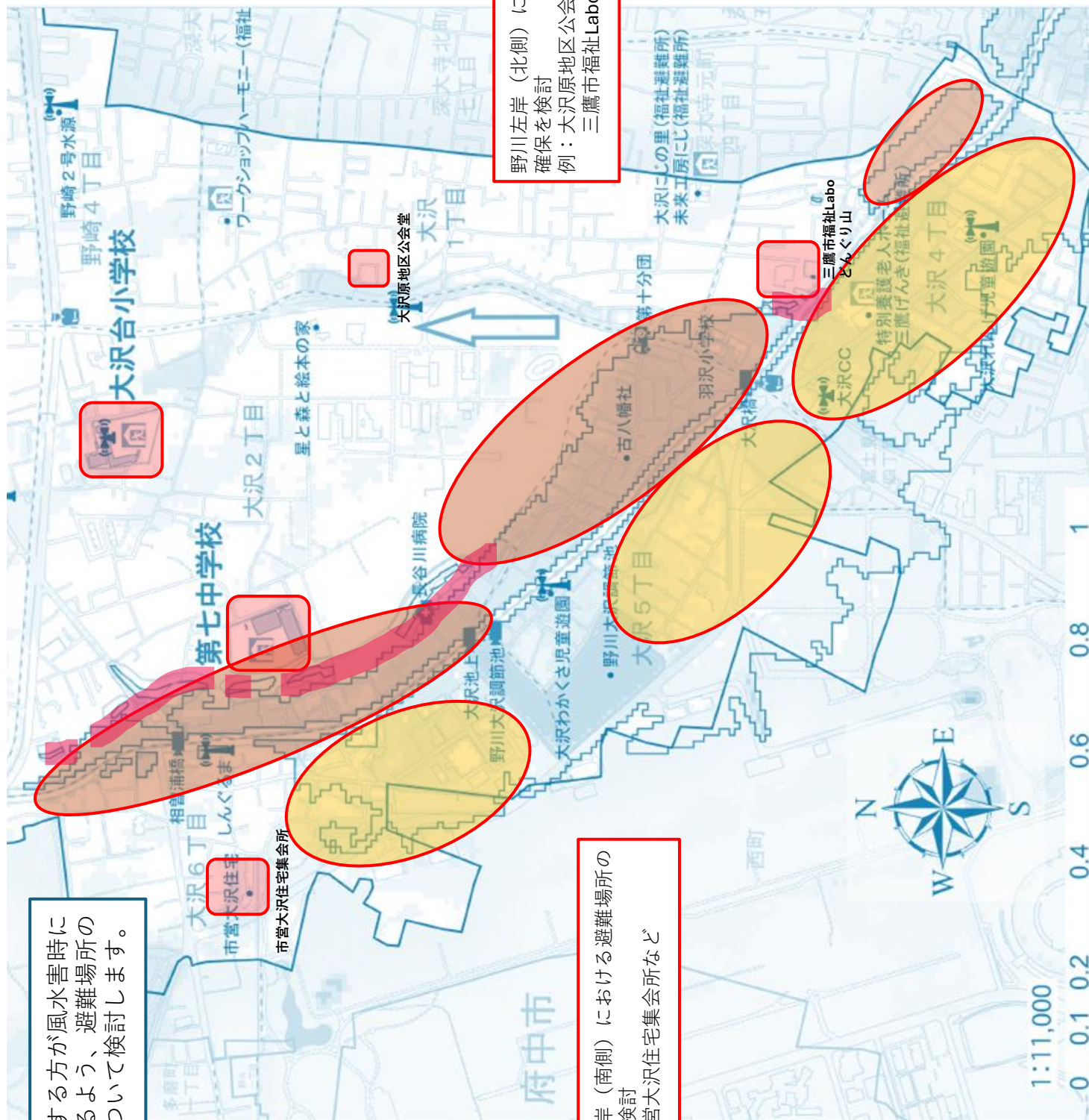
防災出前講座や防災教育を通じて、「自助」による適切な避難行動が取れるよう作成支援や周知に努めます。

風水害時における避難行動等のタイムライン



風水害時の避難場所の検討

別表 2



令和 7 年 6 月

三鷹市防災安全部防災課

〒181-0004 三鷹市新川六丁目37番 1 号

月曜日～金曜日 午前 8 時30分～午後 5 時（祝日・年末年始を除く）

電 話 0422-24-9102（直通）

メー ル bousai@city.mitaka.lg.jp